

まえがき

埼玉県衛生研究所は、埼玉県における衛生行政の科学的・技術的中核機関として、各種検査、調査研究、感染症などの疫学情報の収集・解析・提供、専門研修の企画・開催等を行っています。

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、令和5年の地域保健法等の改正により地方衛生研究所の業務が法定化され、地域における専門的な調査研究・試験検査等を担う「地方衛生研究所等」の役割が明確に位置付けられました。さらに令和5年6月には「国立健康危機管理研究機構法」等が制定され、国立健康危機管理研究機構（以下、「JIHS」という。）の役割が地域保健法に明記され、JIHSと地方衛生研究所の連携や役割分担がますます重要となっています。

令和6年7月には、新型コロナウイルス感染症への対応で明らかになった課題等を踏まえ、新型インフルエンザ等対策政府行動計画が改定されたところです。これに伴い、令和7年1月に埼玉県では、埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）を改定し、当研究所においても令和7年3月に県行動計画との整合性を図りながら埼玉県衛生研究所健康危機対処計画（以下「対処計画」という。）を改訂しました。この対処計画に基づき、新たな健康危機の発生に備え、時代の要請に的確に応えられるよう新たな検査機器の導入や設備の維持管理に努めるとともに、平時から情報収集・解析・提供をはじめ、調査研究及び試験検査等の体制を整備してまいります。

令和7年4月からは感染症発生動向調査で患者報告も含めた急性呼吸器感染症（ARI）サーベイランスが全国で開始されました。当研究所では全国に先駆けて令和5年5月からARI病原体サーベイランスを実施しており、その結果分かった急性呼吸器感染症の流行状況の全体像や流行を把握する上で必要となるシステム運用上のノウハウを今後に生かしてまいります。流行しているARIの原因ウイルス等病原体の発生動向を年代別に解析し、迅速かつ的確に情報を還元することにより、感染症の発生及び蔓延防止に役立てていく所存です。

令和7年2月には未知の感染症が発生した想定で検査対応訓練や感染症対策課及び防衛医科大学校等と連携して検体搬送訓練等を実施しました。今後も、高度化・多様化した検査技術に対応できるよう実践型訓練等を通じて人材を育成し、継続的に地方衛生研究所の機能強化に努めていきたいと考えております。

本号では、令和6年度における各担当の業務実績や調査研究の実施状況を収載しました。御活用いただければ幸いです。

令和7年12月

埼玉県衛生研究所

所長 本多 麻夫

